

---

# 青梅市幼児教育・保育施設における 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

---

第二版(令和3年10月)

青梅市子ども家庭部子育て推進課

## 目次

I 園児・職員に疑わしい症状がある場合の対応	1
II 園児・職員の同居の家族が濃厚接触者に特定された場合および コロナが疑われる症状(発熱、倦怠感等)を発症した場合の対応	2
III 園児・職員の同居の家族が『陽性』になった場合の対応	3
IV 園児・職員が濃厚接触者に特定された場合の対応	3
V 園児・職員が『陽性』になった場合の対応	3
VI 園児・職員、保護者が陽性者・濃厚接触者になった場合の配慮	5
VII 濃厚接触者の定義	5

## I 園児・職員に疑わしい症状がある場合の対応

### 1 普段と様子が違う（少し倦怠感がある、少しのどが痛い等）場合

登園・出勤自粛を要請。登園・出勤している場合は、早退を要請。

### 2 発熱（37.5℃以上）、倦怠感、風邪症状、嘔吐・下痢等

登園・出勤停止。登園・出勤している場合は、速やかに早退していただく。

ただし、平熱が高い園児は、事前にかかりつけ医から情報を取得する等、個人の状況に応じた対応を心がけること。

また、常時おなかがゆるい（下痢症）等、コロナが疑われる症状を持病として抱えている園児についても同様に対応すること。

### 3 体調不良時の基本的な対応

ア 園児が保育中に体調不良となった場合は、他者への感染を防ぐため、お迎えが来るまで隔離したスペースで保育を行う。

なお、感染拡大防止の観点から、関わっていた保育士が対応する。

イ 隔離スペースは、手洗い場があり、換気ができる場所が望ましい。

なお、可能な限り他者と動線が交わらないよう配慮する。

（注）スペースが確保できない場合は、カーテンやパーテーションなどで仕切る。また、手洗い場がない場合には消毒液を用意する。

ウ 体調不良児が複数発生した場合は、パーテーションなどで仕切るか園児同士の間隔を十分確保する。

### 4 疑わしい症状がある園児の保育・看護をする際の注意点

ア 園児には、可能な限りマスクを着用させる。

イ 職員は、感染リスクを低減するため、ビニール手袋、マスク、目の防護具、エプロン等を着用する。

ウ 着用する防護具は当該児専用とし、一時的に隔離スペースから移動する際は、防護具を外しその都度廃棄するのが望ましい。

エ 隔離スペースは、窓を開放するなど室内の換気を行う。

オ 鼻水や唾液を扱うときは、ビニール手袋を着用する。使用したティッシュや手袋等は、すぐにビニール袋に入れ密閉して廃棄する。その後、入念に手洗い・うがいをする。

カ どうしても園児を抱っこする必要がある場合は、園児の顔を横に向ける等、できるだけ対面を避けるような工夫をする。

キ 嘔吐や下痢症状がある場合には、感染性胃腸炎と同様の対応を行う。

### 5 お迎え時の保護者への対応

ア 保護者に体調の経過を伝え、必ず医療機関を受診（要事前連絡）するよう要請し、受診結果を速やかに園に連絡してもらう。

イ 新型コロナウイルス感染症以外の発熱の場合でも、原則、解熱後 2 4 時間以上経過するまで登園を控えるよう要請する。（医師の診断がある場合を除く。）

ウ 使用した布団カバー等は、袋に密閉して保護者に返却し洗濯を依頼する。

## 6 登園・出勤の目安

ア 症状消失

イ 解熱後 2 4 時間経過（解熱剤を使用していない）

ウ 医師の許可

## 7 施設等の消毒

疑わしい症状（陽性者、濃厚接触者含む）がある園児・職員が確認された場合は、速やかに施設等の消毒を行う。

ア ビニール手袋、マスク、エプロン等を着用し、換気しながら当該園児・職員が使用した玩具、テーブル、イス等の備品類および蛇口やドアノブ、壁等の触れた場所の消毒を行う。

イ 消毒に使用した布巾類、ビニール手袋、マスク、エプロン等は、ビニール袋に入れ密閉して廃棄する。

ウ 消毒清掃終了後は、入念に手洗い・うがいをする。

## 8 日頃の対応

陽性者が発生した場合、西多摩保健所（以下「保健所」という。）の疫学調査が行われるため、以下について確認しておく。

ア 園児の場合

- ・保育状況（時間、場所、移動経路、マスクの着用、仲の良いお友達ほか）
- ・担当保育士等

イ 職員の場合

- ・担当クラス等（時間、場所、移動経路ほか）
- ・職員の動向（園児や保護者、他職員との接触ほか）
- ・職員の出勤経路

※詳細は、4 ページ「2 保健所に報告すべき事項」を参照

## II 園児・職員同居の家族が濃厚接触者に特定された場合およびコロナが疑われる症状（発熱、倦怠感等）を発症した場合の対応

### 1 基本的な対応

ア 濃厚接触者およびその他の家族の症状等に応じて登園・出勤自粛を依頼する。

この時点では登園・出勤停止にはならないため、お休みを強制することは出来ない。依頼する際は、丁寧に説明し御理解いただくこと。

イ 園児・職員にコロナが疑われる症状を発症した場合、必ず医療機関を受診（要事前連絡）するよう要請し、受診結果を速やかに園に連絡してもらう。

## 2 登園・出勤の目安（登園・出勤自粛した場合）

- ア 濃厚接触者・体調不良者の「陰性判定」
- イ 医師の許可

### Ⅲ 園児・職員の同居の家族が『陽性』になった場合の対応

#### 1 基本的な対応

- ア 登園・出勤停止
- イ 園児・職員および陽性者の、経過、症状の有無、保健所からの指示事項等を確認

#### 2 登園・出勤の目安

保健所の許可（健康観察期間終了後）

### Ⅳ 園児・職員が濃厚接触者に特定された場合の対応

#### 1 基本的な対応

- ア 登園・出勤停止（14日間の健康観察期間が指定される。）
- イ 園児・職員および陽性者の経過、症状の有無、保健所の指示事項（「濃厚接触者の方へのお願い」の送付等）を確認
- ウ 発熱等コロナが疑われる症状を発症した場合は、速やかな医療機関の受診（要事前連絡）を要請
- エ 子育て推進課へ報告

#### 2 登園・出勤の目安

保健所の許可（健康観察期間終了後）

### Ⅴ 園児・職員が『陽性』になった場合の対応

園児・職員が『陽性』となった場合は、保健所の指導のもと、子育て推進課が園の支援を行う。

園は、陽性者および濃厚接触者の対応を行うとともに、保護者に対し迅速に情報提供を行う。

#### 1 基本的な対応

- ア 登園・出勤停止
- イ 園児・職員の『陽性』が判明次第、子育て推進課へ報告する。

なお、平日の8時30分から17時15分以外の時間帯に子育て推進課に連絡を取る場合（緊急事案※）は、宿直に連絡し「子育て推進課長とコロナの件で至急連絡が取りたいので〇〇番に連絡が欲しい」旨を伝えると、折り返し子育て推進課長から指定した電話番号に連絡が入る。

※ クラス閉鎖、休園に係る事案に限る。その他は、翌日または休み明けとする。

- ウ 保健所の疫学調査が入るため、次項「2 保健所に報告すべき事項」を準備する。
- エ 保健所が濃厚接触者の特定を行う。
- オ 保健所の指導のもと、「施設の消毒」や「濃厚接触者の方へのお願いの送付」等を行う。
- カ 翌日以降の対応（休園判断等）を子育て推進課と協議する。
- キ 保護者への周知および園のHPへの掲載等の準備を進めておく。その際、個人情報保護およびSNS等による情報の拡散防止について記載（依頼）する。

## 2 保健所に報告すべき事項（発症日の2日前からの状況を報告）

- ア 園児・職員の経過（発症日、検査日、検査結果日、検査実施機関名、現在の状況等）
- イ 園児・職員の登園・出勤状況、保育状況、症状の有無等
- ウ 濃厚接触者の割り出し（他者との接触状況） →濃厚接触者候補リストの作成
- エ 感染経路の確認、渡航の有無
- オ 医療機関等からの指示内容
- カ 他の園児、職員の健康状態
- キ 居住地、通勤手段（職員の場合）
- ク その他

園見取り図、園児・職員名簿、園児出席簿、職員勤務表、職員体制、普段の保育の様子、感染者とクラスの1日の動き、食事や午睡の様子、保護者の情報など

## 3 施設の休園

園児・職員の『陽性』が判明した場合は、保健所の意見を参考に、発症日、感染者数、濃厚接触者数などを総合的に考慮し、子育て推進課と休園の判断を行う。

## 4 施設等の消毒

施設等の消毒作業を、保健所の指導のもと実施する。

なお、感染拡大防止のため、陽性者（濃厚接触者、疑わしい症状含む）が確認された時点で出来る限りの消毒作業を行う。

## 5 代替え保育

代替え保育は実施しない。

なお、長期間休園となる場合は、市長名で、企業・事業者に対し、休園に伴う家庭保育の協力についてのお願い文を送付する。（保護者が必要に応じて青梅市HPより印刷）

## 6 登園・出勤の目安

保健所の許可

## **VI 園児・職員、保護者が陽性者・濃厚接触者になった場合の配慮**

新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識が不十分であることが原因で、差別や偏見、誹謗中傷が生じないように最大限配慮し、保護者や地域の方々にも丁寧に説明し理解を得る。

(注) 感染者は、身体的・精神的に辛い療養生活を送っていることに留意する。

## **VII 濃厚接触者の定義**

陽性者と、手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで15分以上接触があった者とする。

なお、感染可能期間は、陽性者が有症状の場合、発熱等を発症した日の2日前から、無症状の場合は、PCR検査を実施した日の2日前からとする。

以 上